



大阪市からのお知らせ

# 考えよう人権のこと

## 12月4日～10日は人権週間です!!

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」  
(世界人権宣言第一条より抜粋)



人権週間は、国連で昭和23(1948)年12月10日に「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたものです。人権とは私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて一人ひとりに備わった権利です。一人ひとりがお互いを認め、お互いの人権を守ることが大切です。すべての人の人権が尊重されるまちを、私たちみんなで築いていきましょう。

### 世界人権宣言

20世紀、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。そこで、昭和23(1948)年12月10日、国連第3回総会におい

て、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、すべての人々が持っている市民的・政治的・経済的・社会的・文化的分野にわたる、多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。



5 5 0 8 7 9 0  
527

大阪西局  
承 認

1248

差出有効期間  
令和4年2月  
28日まで  
(切手不要)

大阪市西区立売堀4-10-18  
阿波座センタービル1階  
大阪市人権啓発・相談センター 行



キ  
リ  
ト  
リ  
ノ  
マ  
チ

### 人権擁護委員による 特設人権相談を開設します

日常生活の中で生じるさまざまな人権問題について、人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守いたします。当日直接会場へお越しください。

日時 令和3年12月6日(月) 10:00～16:00

会場 大阪市役所1階(南側) 市民相談室  
(最寄駅:Osaka Metro・京阪本線「淀屋橋」駅  
1番出口、京阪中之島線「大江橋」駅6番出口)

対象 市内在住・在勤・在学の方

### 人権擁護委員とは?

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて地域住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。

様々な分野から選出された委員が、人権相談を受けたり人権の考えを広めるなど、積極的に人権擁護活動を行っています。

問い合わせ 大阪法務局・大阪第一人権擁護委員協議会  
☎06-6942-1489 ☎06-6943-7406



## 同和問題(部落差別)に関する人権問題が 今もなお起きています 同和問題(部落差別)を正しく理解し、 一人ひとりの人権が尊重される社会 を実現していきましょう。

### 同和問題(部落差別)とは...

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお日常生活の上でさまざまな差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

残念ながら、今なお、結婚や住宅の選択に際し、忌避意識がみられるほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといったことが起きています。差別意識や思い込み・偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。



### 「部落差別の解消の推進に関する法律」

現在も部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28(2016)年12月に公布・施行されました。

大阪市では、相談体制を強化するとともに、啓発を積極的に進めています。

みなさん一人ひとりが部落差別について正しく理解し、部落差別を「しない」「させない」「許さない」という意識を持ち行動することで、部落差別のない一人ひとりの人権が尊重される社会を実現していきましょう。



この夏、オリンピック・パラリンピックが開催され、数多くの感動的なシーンに心打たれた方も多かったのではないのでしょうか？ また、今回のオリンピック・パラリンピックは、「人種差別」や様々なネットへの書き込みも話題となりました。私たちは差別や誹謗中傷の加害者にも被害者にもなりうることを常にしっかりと認識し、責任ある行動を心掛けたいですね。今回のKOKOROねっとは、令和4年2月発行予定です。お楽しみに!